

自動車運転代行業に関する窓口一覧 (平成27年4月1日以降)

平成27年4月1日より、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)に基づく国土交通大臣の事務・権限※(標準自動車運転代行業約款の作成を除く。)が都道府県知事に移譲されます。

都道府県名	担当部課等名	電話番号
茨城県	企画部 企画課 交通対策室	029-301-2536
栃木県	県土整備部 交通政策課 公共交通担当	028-623-2447
群馬県	県土整備部 交通政策課 地域交通係	027-226-2382
埼玉県	企画財政部 交通政策課	048-830-2239
千葉県	環境生活部 暮らし安全推進課	043-223-2363
東京都	青少年・治安対策本部 総合対策部 交通安全課	03-5388-3127
神奈川県	安全防災局 安全防災部 暮らし安全交通課	045-210-1111(代表) 内線3553、3555
山梨県	リニア交通局 交通政策課	055-223-1353

※ 参考(移譲される事務・権限)

- ・都道府県公安委員会による認定又は認定の拒否に係る事前の協議・同意 (法第5条第4項)
- ・都道府県公安委員会による認定の取消しに係る事前の協議・同意 (法第7条第2項)
- ・都道府県公安委員会からの変更の届出の通知の受理 (法第8条第2項)
- ・都道府県公安委員会からの認定証の返納の通知の受理 (法第9条第3項)
- ・自動車運転代行業約款の届出の受理 (法第13条第3項)
- ・自動車運転代行業を営む者に対する報告徴収及び立入検査 (法第21条第2項)
- ・都道府県公安委員会による自動車運転代行業者等に対する指示に係る通知の受理 (法第22条第1項)
- ・自動車運転代行業者に対する指示及び都道府県公安委員会に対する通知 (法第22条第2項)
- ・都道府県公安委員会による営業の停止命令の要請 (法第23条第2項)
- ・都道府県公安委員会による営業の停止命令に係る事前の協議・同意 (法第23条第3項)
- ・都道府県公安委員会による営業の廃止命令に係る事前の協議・同意 (法第24条第2項)